

職員採用審査会委員について

位置付け

- ・設立委員が機構の職員の採否を決定するに当たり、意見を聴く会議（日本年金機構法附則第8条第5項）
- ・人事管理に関し高い見識を有し、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者のうちから、設立委員が、厚生労働大臣の承認を受けて選任（同）
- ・構成員は全て民間出身者（日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画）

役 割

- ・社会保険庁が実施している人事評価の検証
- ・職員採用基準に基づく採用審査方針の決定
- ・職員の採否に関する意見書

人数・構成のイメージ(案)

【人数】
・5人程度

【構成】
・40～50歳代の実務者を中心とした構成

分 野	人数
1. 人事・人材コンサル関係者	1
2. 企業人事労務実務経験者	1
3. 学者（労働法・公務員法）	2
4. 医師	1

※委員長候補者含む。